

沖縄県警察署協議会の委員及び運営に関する訓令

発出年月日：平成13年5月30日

文書番号：沖縄県警察本部訓令 8

公表範囲：全文

改正 前略・・・平成17.09 公規則13(趣旨)

第1条 この訓令は、各警察署に設置される警察署協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)の選定基準、委嘱、協議会の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(候補者選定基準)

第2条 委員候補者(以下「候補者」という。)の選定は、警察署の管轄区域内(以下「管轄区域内」という。)に居住する者、管轄区域内に通勤する者及び管轄区域内に事務所を置き、営業等の活動を行う事業者のうちから、管轄区域内における安全に関する問題について、意見、要望等を表明するにふさわしい者とする。この場合において、警察運営に民意を公正に反映させるため、特定の居住区域、所属組織、年齢層等特定分野に偏り、又は固定化することがないように努めなければならない。

(候補者資料等の作成及び提出)

第3条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、前条の候補者選定基準を満たし、委員としてふさわしいと認める者に係る警察署協議会委員候補者名簿(様式第1号)及び候補者資料(様式第2号)(以下「候補者資料等」という。)を作成し、沖縄県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出する。

(委嘱)

第4条 公安委員会は、前条の候補者資料等に基づき、委員を委嘱する。

2 委員の委嘱は、委嘱状(様式第3号)を交付して行う。

(補欠及び再任の手続き)

第5条 委員の補欠及び再任の手続きは、前3条の規定を適用する。

(会議)

第6条 警察署長(以下「署長」という。)は、会長と日程等を協議の上、協議会の会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 会議は、年間の業務結果の総括、次年の業務運営の方針等を示しての意見聴取及び一定期間の業務結果を説明しての意見聴取を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、管轄区域内における安全に関する問題が生じている場合など必要に応じて意見、要望等を聴取することができる。

4 協議会は、署長と協議の上、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事概要簿の備付及び意見等の報告)

第7条 協議会は、会議が終了したときは、速やかに議事の概要を取りまとめ、警察署協議会議事概要報告書(様式第4号)として備え付けるものとする。

2 署長は、会議における意見等について、必要に応じて意見等に対する措置結果報告書(様式第5号)により本部長に報告するものとする。

(意見等に対する対応)

第8条 署長は、協議会の設置の目的及びその役割の重要性にかんがみ、協議会からの意見、要望等を尊重するよう努めなければならない。

(協議会の事務)

第9条 警察本部における協議会に関する事務は、警務部総務課(以下「総務課」という。)において処理する。

2 総務課長は、協議会が効果的に運営されるように、関係する所属長と連携を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

以下、別表等省略